

健全化判断比率等の公表について

1. 財政健全化法の概要について

- ◇「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部が平成 20 年 4 月から施行され、平成 19 年度決算から市の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び資金不足比率を、監査委員の審査に付しその意見を付けて議会に報告し、市民の皆さんに公表することとなりました。

- ◇平成 20 年度決算からは、健全化判断比率のうちいずれか一つでも早期健全化基準以上になると、「イエローカード」状態で、財政健全化計画の策定が必要になります。また、財政再生基準以上になると、「レッドカード」でいわゆる破綻と見なされ、財政再生計画を策定するとともに、国の関与の下で財政再生に取り組むこととなります。同様に、資金不足比率についても、経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定が必要になります。

- ◇これまでの地方財政再建促進特別措置法では、一般会計等の収支だけをチェック対象としていましたが、今回施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、水道事業会計などの特別会計や第三セクターを含めた連結ベースで、市全体の財政状況を把握できるよう改めたものです。また、見えにくい借金や赤字を早期に発見し、その改善に着手させることが特徴です。

3. 健全化判断比率と資金不足比率について

【実質赤字比率】

一般会計等の赤字の程度を示す比率です。赤字とは、歳出に対して歳入が不足することです。

【連結実質赤字比率】

一般会計等のほかに、水道事業会計や特別会計など市のすべての会計の赤字と黒字を合算して、市としての全体の赤字の程度を示す比率です。

▼上記の2つの比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなってくるので、歳出削減や歳入の増加策などを講じる必要があります。

【実質公債費比率】

一般会計等の公債費（借入金の返済額）や公債費に準ずる経費（公営企業等他の会計の公債費償還のために一般会計等から繰り出す経費や五島中央病院の施設整備に係る負担金など）などを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率です。

▼公債費や公債費に準ずる経費は、削減したり、先送りしたりできないため、比率が高くなるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まります。

【将来負担比率】

一般会計等の公債費や公債費に準ずる経費、職員の退職手当負担見込額など将来支払う可能性のある負担等の残高の程度を現時点で指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

▼将来こうした負担額を実際に支払っていく可能性がありますので、比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高いと言えます。

【資金不足比率】

公営企業の資金の不足額が、公営企業の料金収入（事業の規模）に対してどの程度あるのかを示した比率です。

▼比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消することが難しくなると言えます。